

入口の弁又はふたについて、第32条の4第1項の例によるほか、移動タンクにおいて少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における貯蔵及び取扱いの技術上の基準を規定している。

(1) 第1号

緊結する方法としては、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等による方法がある。なお、注入ホースは、次によらなければならない。

- ア 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること
- イ 長さは、必要最小限のものとする
- ウ 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること

(2) 第2号

ア 移動タンクから容器への詰め替えは原則として禁止されているが、引火点が40度以上の危険物を、先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態でも固定する装置を備えたも

のを除く。)を用いて容器に注入する場合に限り認められている。

イ 「安全な注油速度」とは、灯油にあつては60L/分以下、軽油にあつては180L/分以下の速度をいう。

(3) 第3号

ア 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」としては、第4類の危険物のうち特殊引火物、第1石油類及び第2石油類が該当する。

イ 「有効に接地する」方法とは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を用い、移動タンクのタンク本体を接地電極等に接続することを用い。

(4) 第4号

静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクに注入するとき、液体の攪拌及び危険物のミストの発生を抑制するため、注入管を用いなければならない。

(5) 第5号

始業点検を義務付けたもので、危険物を運ぶ前に附属装置等の点検を行つて異常のないことを確認した上で開始すべきことを定めている。

2 第2項

第2項の規定は、さび止めの措置については第32条の4第2項第3号の例によるほか、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準について規定している。

(1) 第1号

移動タンク貯蔵所と異なり、少量危険物については、タンクに危険物を貯蔵した状態であっても、消防法第16条の2に規定する移送の基準が適用されないため、万一貯蔵状態で常置場所に置かれた場合にあつても支障のないよう、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であつて、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所としなければならない。

(2) 第2号

ア 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」

とは、次式により算出した数値以上の金属板で、かつ、2.8mm以上のものとしなければならない。

$$t = 3 \sqrt{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ(mm)
 σ : 使用する金属板の引張強さ(N/mm²)
 A : 使用する金属板の伸び(%)

イ 移動タンクについては、すべて水圧試験が適用され、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、圧力タンク以外のものにあつては70kPaで行わなければならない。なお、「圧力タンク」とは、地下タンクと同様に最大常用圧力が46.7kPa以上のものをいう。

(文責 柿島)